

地方独立行政法人大阪府立病院機構 平成20年度年度計画

第1 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上

(1) 高度専門医療の充実

① 診療機能の充実

大阪府立急性期・総合医療センター（以下「急性期・総合医療センター」という。）、大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター（以下「呼吸器・アレルギー医療センター」という。）、大阪府立精神医療センター（以下「精神医療センター」という。）、大阪府立成人病センター（以下「成人病センター」という。）及び大阪府立母子保健総合医療センター（以下「母子保健総合医療センター」という。）がそれぞれの役割に応じて、医療需要の変化や新たな医療課題に適切に対応するため、新たな体制整備や取組の実施など、診療機能の充実に努める。

また、平成20年度は、各病院の診療機能を客観的に表す指標として設定した臨床評価指標について、引き続き測定し、医療の質の向上に活かすとともに、その結果をホームページで分かりやすく公表する。当該指標については、他の病院との比較可能性なども考慮しつつ、追加・修正の必要性等について検証を行う。

ア 急性期・総合医療センター

- 平成19年度に体制強化した救命救急センターにおいて、突然の事故による外傷患者、脳卒中や心筋梗塞等の循環器患者などの救急患者を受け入れるとともに、治療の当初から地域生活への移行までの一貫した高度リハビリテーション医療を提供する。
- 救命救急センターの本格運用を機に、関係診療科が連携し専門性の高い包括的診療を行うため、平成19年度に設置した、脳卒中センター、心臓血管センターの診療機能の充実に図る。また、地域の小児医療機関から24時間患者の受入れを行う小児医療センターを設置し、小児救急医療の充実に図る。
- 障がい者医療・リハビリテーション医療部門としての機能を活用し、がん患者に対して、入院中の筋力低下等の予防を図るためのリハビリテーションを実施する。
- 地域の医療機関で診療することが困難な障がい者に医療を提供するため、平成19年度に開設した障がい者外来、障がい者歯科、リハビリテーション科において患者の受入れを推進する。
- 外来通院により化学療法を行う患者のプライバシーに配慮するとともに、より快適な療養環境のもとで、長時間にわたる治療で生じる患者の苦痛を可能な限り和らげるため、平成19年度末に整備した「外来化学療法室」を本格稼働させる。

	平成20年度目標値
外来化学療法室の利用件数	14人/日

- 生活習慣病対策の一環として、専門的に診療等を行う、「メタボリックシンドローム外来」、「CKD（慢性腎臓病）外来」、「禁煙外来」及び「高血圧外来」を開設する。

イ 呼吸器・アレルギー医療センター

- ・ 肺気腫や慢性気管支炎などのCOPD（慢性閉塞性肺疾患）、肺がん等の喫煙関連疾患に対する総合的診断・治療を行うため、平成18年度に設置した「たばこ病外来」及び「禁煙外来」を引き続き実施する。また、府民の利用促進を図るため、引き続き積極的な広報に努める。
- ・ 平成19年度に導入した蛍光気管支鏡の活用による肺がんの早期発見に努めるとともに、平成20年度は早期肺がん等の治療のため放射線治療機器（体幹部定位放射線治療システム）を導入し、集学的治療の充実を図る。
- ・ 平成18年度に設置した臨床研究部において、結核、免疫アレルギー等5つの研究分野における臨床研究に取り組むとともに、治験や受託研究等を推進する。
- ・ 在宅酸素療法患者の日常生活を支援するため、平成18年度に開設した専門看護師等による「呼吸器看護専門外来」について、さらに実施日の拡大を図る。

	平成20年度目標値
呼吸器看護専門外来の利用件数	600件

ウ 精神医療センター

療養環境の改善や重症患者の受入機能の拡充、児童期部門と思春期部門における効果的な医療の提供などの観点から、建て替えによる再編整備を推進する。平成20年度は、平成19年度に行った入札が不成立であったことを踏まえて、入札条件等を再精査の上、PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づき、事業を進める。

エ 成人病センター

- ・ 難治性がん患者に対し、手術や放射線治療、化学療法など最適な治療法の選択・組合せを行うとともに、麻酔医の確保や、手術室運用の効率化などにより、手術件数の確保を図る。

区分	平成18年度実績	平成20年度目標値
難治性がん手術件数	802件	805件
放射線治療件数	24,375件	26,000件
外来化学療法室の利用件数	44.9件/日	50.0件/日

備考

難治性がん手術件数は、肺がん、肝がん、膵がん、胆のうがん、食道がん、同種造血幹細胞移植術、卵巣がん及び骨軟部腫瘍に係る手術件数。

- ・ 臨床腫瘍科において、各診療科と連携して適切かつ安全な化学療法（抗がん剤治療）に取り組むとともに、患者のプライバシーや療養環境に配慮した外来化学療法室において、医師やがん化学療法認定看護師を中心とするスタッフが外来での化学療法を進める。

区分	平成18年度実績	平成20年度目標値
臨床腫瘍科の新入院患者数	22.0人/月	20人/月
外来化学療法室の利用件数	44.9件/日	50件/日

- ・ 四肢末梢血管再生治療や、光線力学的治療を進めるとともに、分子標的治療や遺伝子治療について、研究所と共同して治療法の開発に取り組む。また、抗がん剤感受性試験を取り入れた個別化医療を推進する。

区分	平成18年度実績	平成20年度目標値
	件	件
抗がん剤感受性試験（CD-DST法）	93	100
光線力学的治療	10	11

オ 母子保健総合医療センター

- 平成 18 年 12 月から開始した連携先病院の手術室等の施設・設備を活用することなどにより、必要な手術に対応する。

	平成 18 年度実績	平成 20 年度目標値
手術件数（連携先病院分を含む。）	3,556 件	3,556 件

- 胎児治療については、平成 17 年度から開始した双胎間輸血症候群のレーザー治療を引き続き実施するほか、無心体双胎の血行遮断術、開心術などの高度専門医療を推進し、高度な胎児・新生児治療の充実を図る。
- 患者にとって負担の少ない R I S T 法（骨髄非破壊的前処置による造血幹細胞移植法）による移植例の増加を図るとともに、最善の R I S T 法の確立に向けての研究を進める。

区 分	平成 18 年度実績	平成 20 年度目標値
	件	件
双胎間輸血症候群レーザー治療	3	3
無心体双胎血行遮断術	0	2
開心術件数（3 歳未満）	66	60
R I S T 法による移植	25	25

- ホスピタルプレイスペシャリスト等（病院の各部門と協力して、「遊び」を通して入院した子どもの不安や恐怖などのストレスを最小にするための心理的サポートを行う専門家）による療養支援の拡充など、高度医療を受けた小児・家族に対する心のケアを充実する。
- 在宅医療支援室において、在宅医療に関する基本情報を収集活用し、地域の医療機関、学校等の教育機関との連携を図り、入院している子どもの在宅療養への移行を進める。

	平成 18 年度実績	平成 20 年度目標値
在宅医療の患者数	601 人	580 人

- 患者の多様なニーズを踏まえ、医師と看護師の役割分担のもと、平成 18 年度から開始した助産師外来を引き続き推進する。

	平成 18 年度実績	平成 20 年度目標値
助産師外来の受診者数	8 人	50 人

② 高度医療機器の計画的な更新・整備

- 平成 18 年度に策定した更新・整備計画に基づき、高度医療機器の計画的な更新・整備を進める。平成 20 年度は、呼吸器・アレルギー医療センターにおいて体幹部定位放射線治療システム、母子保健総合医療センターにおいてリニアック（高エネルギー放射線治療システム）の更新などを行う。

また、高度医療機器の稼働状況等の向上を図るため、各病院において、購入機器の稼働状況等を点検する。

(2) 優れた医療スタッフの確保

① 医師の人材確保

- 医師の人材確保については、近隣府県の大学医学部、医科大学等への働きかけを行うとともに、大阪府と連携しつつ、国等への働きかけを行い、確保に努める。

- ・ 教育研修については、成人病センターにおいて、医師の後期研修プログラム（卒業後3年から5年、がん治療認定医の受験資格が得られるがん専門コース）を策定するとともに、その他の4病院においても、専門性を活かした研修プログラムにより、臨床研修医及びレジデントの受入れの拡大に努める。
- ・ 成人病センターにおいて、海外の医療機関から医師を招聘するとともに、海外へ医師を研修派遣するなど国際交流委員会の活動を推進する。
- ・ 育児のための短時間勤務を認める制度の導入や院内託児所の時間延長を行うなど、病院で勤務する医師等を支援するための環境整備に取り組む。

臨床研修医等の受入数

区 分	平成18年度実績	平成20年度目標値
	人	人
臨床研修医 (うち協力型受入数)	111 (61)	106 (57)
レジデント	82	113

備考

協力型受入数は、協力型臨床研修病院（主たる臨床研修病院と共同して、特定の診療科において短期間の臨床研修を行う病院）として、臨床研修医を受け入れた人数。

② 看護師、医療技術職の専門性向上

- ・ より水準の高い看護を行うため、平成18年度に創設した認定看護師及び専門看護師の資格取得を促進する長期自主研修支援制度を引き続き運用する。また、資格取得者については、その知識・看護技術等を活用し、院内外で講師等として指導を行うとともに、専門外来などにより、患者への在宅療養支援等を実施する。
- ・ また、看護師採用選考の実施方法の見直しを行うなどにより、看護師の確保に努める。その他医療技術職についても、選考方法等の見直しを行い、人材の確保に努める。
- ・ 薬剤師、放射線技師、検査技師等の医療技術職について、専門的技能の向上を図るため、引き続き各病院の部門で医療技術職の研修を実施するとともに、各病院における研修担当者の設置を進める。また、各職種ごとの研修体系の整備の検討を行うとともに、5病院合同の研修を実施する。

(3) 医療サービスの効果的な提供

① 病床利用率の向上

各病院の実状に応じて、病床の病棟間の相互利用などによる効果的な病床管理や、病病・病診連携の一層の強化などを行うとともに、患者の負担軽減のため、短い入院期間で質の高い効果的な医療の提供に努めつつ、患者数を確保し、病床利用率の向上に取り組む。

病床利用率に係る目標

病院名	平成20年度目標値
	%
急性期・総合医療センター	90.0
呼吸器・アレルギー医療センター（一般病床のみ）	90.0
精神医療センター	78.2
成人病センター（人間ドックを除く。）	96.5
母子保健総合医療センター	86.0

(参考) 入院実績 (平成18年度実績)

病院名	新入院患者数	退院患者数	病床回転率
	人	人	%
急性期・総合医療センター	15,257	14,664	25.3
呼吸器・アレルギー医療センター	7,114	6,765	12.2
精神医療センター	621	620	1.2
成人病センター	8,837	8,715	18.0
母子保健総合医療センター	7,505	7,518	22.1

備考

- 1 退院患者数は、死亡による退院を除く。
- 2 病床回転率＝年間日数÷平均在院日数×病床利用率

② 紹介率の向上

- ・ 各病院において、地域の診療所や民間病院との役割分担の明確化と、地域医療連携パスの作成など連携の強化に取り組み、紹介率について、中期計画に掲げる平成22年度目標値の早期達成を目指して取り組むとともに、患者に適した医療機関への紹介（逆紹介）についても、目標を設定し、その達成に向けて取り組む。
- ・ 急性期・総合医療センターにおいて、地域の小児医療機関から24時間患者の受入れを行う小児医療センターを設置する。
- ・ 精神医療センターにおいて、現行の「入院センター」を「地域医療連携室」に改編し、外来受診の問合せや紹介患者の結果報告等の機能を強化するなど地域医療連携機能の充実を図る。

紹介率・逆紹介率に係る目標 (平成20年度目標値)

病院名	紹介率	逆紹介率
	%	%
急性期・総合医療センター	60.0	43.0
呼吸器・アレルギー医療センター	53.0	44.0
精神医療センター	43.0	30.5
成人病センター	82.0	85.0
母子保健総合医療センター	76.0	16.0

備考

- 1 紹介率 (%) = (文書による紹介患者数+救急車で搬送された患者数) ÷ (初診患者数-時間外、休日又は深夜に受診した6歳未満の小児患者数) × 100
- 2 逆紹介率 (%) = 逆紹介患者数 ÷ 初診患者数 × 100

③ 入院医療の標準化

- ・ 入院における患者の負担軽減及びわかりやすい医療の提供のため、各病院において、電子カルテやDPCの導入状況を踏まえつつ、院内のクリニカルパス委員会等における検討を通じ、作成済みのクリニカルパスの点検や、新たなパスの作成に努めるとともに、適用率（新入院患者に対する適用患者数の割合をいう。）を高める。
- ・ 精神医療センターにおいては、平成19年度に検討を開始した「急性期症状型クリニカルパス」（精神運動興奮状態など急性期症状の患者の入院から症状安定までのパス）について試行実施を進める。

クリニカルパス適用状況（平成18年度実績・平成20年度目標値）

病院名	区分	平成18年度実績	平成20年度目標値
急性期・総合医療センター	適用率	72.8%	80.0%
	種類数	339	350
呼吸器・アレルギー医療センター	適用率	26.2%	32.0%
	種類数	49	62
成人病センター	適用率	57.5%	57.5%
	種類数	81	82
母子保健総合医療センター	適用率	22.9%	40.0%
	種類数	29	55

(4) 府の医療施策推進における役割の発揮

① 災害時における医療協力

- ・ 災害時には、大阪府地域防災計画及び災害対策規程に基づき、府の指示に応じるとき、又は自ら必要と認めたときは、基幹災害医療センター及び特定診療災害医療センターとして、患者を受け入れるとともに、医療スタッフを現地に派遣して医療救護活動を行う。
- ・ 急性期・総合医療センターは、引き続き、DMAT（災害医療派遣チーム）研修への職員派遣を行う。
また、全国のDMAT研修修了者を対象に、財団法人日本中毒情報センターが行う「NBC災害・テロ対策研修」（国の委託事業。医師、看護師及び放射線技師等で構成されるチームで参加）を急性期・総合医療センターにおいて実施する。
- ・ 急性期・総合医療センター以外の4病院は、特定診療災害医療センターとして、災害時に即応できるよう、職員への連絡体制、配備計画等の整備に努める。
- ・ 急性期・総合医療センターにおいては、災害拠点病院支援施設を活用し、大阪府、地域医療機関、地域医師会、看護学生のボランティア等も参加する災害医療訓練を実施するとともに、府内の災害医療機関の医療従事者を対象に、災害発生時の対応と知識・技術の向上を図る災害医療研修を実施する。

災害医療訓練等の実施予定（平成20年度）

区分	回数	参加者数
災害医療訓練	1回	約300人
災害医療研修	2	約300

② 医療施策の実施機関としての役割

各病院は、医療施策の実施機関として健康福祉行政を担当する府の機関と連携し、それぞれの基本的な機能に応じて、次に掲げる役割を担う。

【急性期・総合医療センター】

- ・ 救命救急センターとして、府内各医療機関から三次救急患者の受入れを行う。
- ・ 地域がん診療連携拠点病院として、がん診療情報の収集、分析及び情報発信、地域医療機関との診療連携に取り組むとともに、平成19年度に開設した、がん相談支援センターにおいて患者等への支援を行い、地域におけるがん医療の水準向上を図る。
- ・ 難病医療拠点病院として、難病治療を行うとともに、難病医療に関する相談や情報提供等を行う。

- ・ エイズ治療拠点病院として、HIV感染症の治療を行うとともに、相談・検査機関との連携を図る。
- ・ 障がい者医療・リハビリテーションセンターの医療部門を担う。

(参考)

区 分	平成18年度実績
救急車搬送受入件数	3,563件
三次救急新入院患者数	963人
CCU新入院患者数	309人
エイズ新患者数	3人
大阪難病医療情報センター療養相談件数	2,058件
がん治療患者数	3,450件

区 分	平成20年度目標値
三次救急新入院患者数 (SCU、CCU新入院患者数分(各300人)を含む。)	1,600人

【呼吸器・アレルギー医療センター】

- ・ 肺がんをはじめとする呼吸器疾患に対する早期発見から治療まで一貫した診療機能の充実を図る。
- ・ 難治性多剤耐性結核広域拠点病院として、多剤耐性結核病棟の運営を行うとともに、結核内科を中心に臨床研究部と協力し多剤耐性結核の集学的治療を行う。
- ・ 感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)に基づく結核の入院勧告患者の受入れを行う。
- ・ 結核、重症呼吸器感染症を併発したエイズ患者の拠点病院として患者の受入れを行う。
- ・ 結核患者に対する人工透析治療を行う。
- ・ 国のモデル事業により平成19年度に小児科病棟内に整備した結核病床において、小児結核患者の治療を推進する。
- ・ 気管支喘息やアトピー性皮膚炎など、長期慢性化したアレルギー疾患に対する専門的な診療を行う。また、アトピー性皮膚炎について、すべての年齢層を対象に、医師や臨床心理士等が連携して、心理的・社会的背景を加味した治療を行う。

(参考)

区 分	平成18年度実績	
在宅酸素療法患者数(年度末)	380人	
在宅人工呼吸器使用患者数(年度末)	71人	
肺がん退院患者数	965人	
肺がん新発生患者数	234人	
肺がん治療法別件数	手術	84件
	化学療法(入院)	430件
	放射線治療(入院)	137件
結核入所命令患者数	198人	
多剤耐性結核新発生患者数	10人	
気管支重症喘息発作等退院患者数	249人	
食物アレルギーチャレンジテスト実施件数(入院)	57人	
アトピー性皮膚炎患者等に対する心身医学療法実施患者数	65人	
エイズ新患者数	1人	

区 分	平成20年度目標値
肺がん新発生患者数	260人

【精神医療センター】

- ・ 緊急救急病棟及び高度ケア病棟と、後送病棟としての役割を果たす総合治療病棟との連携により、措置入院、緊急措置入院等の受入れを円滑に行うとともに、平成19年度に引き続き緊急措置入院の受入れを24時間体制で行う。
- ・ 第一種自閉症児施設として、自閉症などの精神発達障がい圏の措置児童の受入れを行う。
- ・ 平成20年度から、国のモデル事業による「子どもの心の診療拠点病院」として、不登校、摂食障がい等、様々な心の問題を抱えた子どもを対象とした専門外来診療を強化するとともに、関係機関や施設との診療支援・ネットワーク事業や研修事業、府民に対する普及啓発事業などを行う。
- ・ 平成19年度に指定を受けた、心神喪失者等医療観察法（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律）による指定入院医療機関として、入院対象者の受入れを行う。

(参考)

区 分	平成18年度実績	
措置患者等の受入件数	措置入院	32件
	緊急措置入院	50件
	応急入院	6件
措置・緊急措置患者の診察件数及び府域に占めるウェート	診察件数	117件
	府域に占めるウェート	16.5%
自閉症初診診断患児数	376人	
うち、確定診断患児数	278人	
自閉症待機患児数（年度末）	957人	
思春期外来の延べ患者数	2,524人	
難治症例等の受入件数	薬物中毒	63件
	他院からの受入れ	14件
訪問看護の実施回数	3,500回	

区 分	平成20年度目標値
確定診断患児数 （自閉症児初診診断患児数の内数）	400人

【成人病センター】

- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院として、診療成績・生存率等データの集積・提供、患者等に対する相談支援センター機能の充実、地域がん診療連携拠点病院をはじめ地域医療機関との連携などに取り組む。
- ・ 平成20年度策定予定の「大阪府がん対策推進計画」をもとに、大阪府及び府内市町村にがん対策推進のための研修会開催などの技術的支援を行う。
- ・ がん検診の精度管理のため、大阪府、大阪がん予防検診センターとともに「大阪府がん検診連絡会議」を継続して運営する。

(参考)

区 分	平成18年度実績
難治性がん手術件数	802件
(内訳)	
肺がん	299件
肝がん・膵がん・胆のうがん	156件
食道がん	77件
同種造血幹細胞移植術	22件
卵巣がん	50件
骨軟部腫瘍	198件
がん新入院患者数	7,698人

区 分	平成20年度目標値
がん新入院患者数	7,700人

【母子保健総合医療センター】

- ・ 総合周産期母子医療センターとして、多胎妊婦などのハイリスク妊産婦や超低出生体重児に対して、母体、胎児から新生児にわたる高度専門的な治療を行う。
- ・ OGCS（産婦人科診療相互援助システム）、NMCS（新生児診療相互援助システム）の基幹病院として、夜間の重症妊婦等の緊急搬送を迅速にするための調整機能の役割を果たす。

(参考)

区 分	平成18年度実績
1,000g未満の超低出生体重児取扱件数	42件
双胎以上の分娩件数	151件
新生児を含む1歳未満児に対する手術件数	713件
母体緊急搬送受入件数	124件
新生児緊急搬送件数	237件

区 分	平成20年度目標値
母体緊急搬送受入件数	125件

③ 調査及び臨床研究の推進

- ・ 成人病センター及び母子保健総合医療センターにおいて、調査部（母子保健総合医療センターにあっては、企画調査部）及び研究所と病院が連携し、がんや母子医療の分野において、疫学調査、診断技法・治療法の開発及び臨床応用のための研究に積極的に取り組む。
- ・ 母子保健総合医療センターにおいて、神経芽腫の早期発見・治療に有効であるマススクリーニング検査について、患者ニーズを見極めながら、同検査を実施する。

	平成20年度目標値
神経芽腫マススクリーニング検査件数	5,000件

- ・ 成人病センター及び母子保健総合医療センターの研究所における研究について専門的見地から評価するため、研究所評価委員会における外部評価を引き続き実施し、研究に反映させる。
- ・ 成人病センター調査部において、情報提供や研修等の都道府県がん診療連携拠点病院としての機

能を発揮し、府内医療機関において院内がん登録を担当する実務者への研修会等を行い、大阪府がん登録情報の精度の向上を図る。

- ・ 呼吸器・アレルギー医療センターにおいて、平成18年度に設置した結核・感染症、免疫・アレルギー、分子腫瘍、呼吸器、生体診断先端技術の5つの研究部門と治験部門からなる臨床研究部において、治療法や予防法等の開発、臨床応用に取り組むとともに、結核に関する情報発信機能を担う。
- ・ その他の病院においても、それぞれの高度専門医療分野で臨床研究に取り組む。
- ・ 国の研究班への参加や、大学等の研究機関及び企業との共同研究などに取り組み、府域の医療水準の向上を図る。
- ・ 各病院において、治験を安全かつ効果的に実施するため、治験担当者に対する研修を行うなど、治験に積極的に取り組む。また、成人病センター及び母子保健総合医療センターにおいては、平成19年度に指定を受けた治験拠点医療機関として治験の推進に取り組む。

(参考1) 共同研究の実施状況(平成18年度実績)

病院名	大学等との共同研究	企業等との共同研究
	件	件
急性期・総合医療センター	23	—
呼吸器・アレルギー医療センター	16	2
精神医療センター	7	—
成人病センター	14	20
母子保健総合医療センター	24	4
合計	84	26

(参考2) 治験実施状況(平成18年度実績)

病院名	治験実施件数	治験実施症例数	受託研究件数
	件	件	件
急性期・総合医療センター	48	268	83
呼吸器・アレルギー医療センター	28	180	48
成人病センター	58	438	82
母子保健総合医療センター	16	60	48

2 患者・府民サービスの一層の向上

- ・ 各病院において、平成18年度に実施した患者満足度調査の結果を踏まえて、引き続き計画的に患者・府民サービスの向上に向けて取り組むとともに、取組の効果を検証するため、各病院の特性や実情に応じた患者満足度調査を実施する。

(1) 待ち時間及び検査・手術待ちの改善等

① 待ち時間の改善

- ・ 待ち時間の改善のため、各病院において待ち時間の実態調査を実施し、一層の改善に取り組む。

(参考) 平成19年度実態調査結果

病院名	平均外来待ち時間
	分
急性期・総合医療センター	45

呼吸器・アレルギー医療センター	55
精神医療センター	40
成人病センター	27
母子保健総合医療センター	54

(注) 診療、投薬及び会計における待ち時間の合計の平均

- 各病院の実状に応じ、地域医療機関からの紹介患者に対する初診予約の拡充や、院内会議における改善策の検討などを踏まえ、診療待ち時間の改善に取り組むとともに、患者ができるだけ待ち時間を負担に感じないように配慮した取組みを行う。

② 検査待ちの改善

- 各病院の実状に応じて、検査の効率的な実施などによる検査件数の増加や、検査の即日実施、検査結果の即日開示などに取り組む。
- 母子保健総合医療センターにおいては、電解質、糖・代謝、血液化学等について、60分以内に結果を出すリアルタイム検査サービスを実施する。
- 成人病センターにおいて、平成18年度から実施したCT（全身用X線コンピュータ断層診断装置）、MRI（磁気共鳴断層診断装置）の土曜日検査について、検査待ちの改善状況を検証しつつ効果的に実施する。

③ 手術待ちの改善

- 成人病センターにおいて、手術や放射線治療、化学療法など最適な治療の選択・組合せを行う集学的治療に取り組むとともに、手術室運用の効率化などを進めることにより、手術件数の増加を図る。

区分	平成18年度実績	平成20年度目標値
手術件数	2,908件	3,000件
放射線治療件数	24,375件	26,000件
外来化学療法室の利用件数	44.9件/日	50件/日

- 母子保健総合医療センターにおいて、平成18年12月から開始した連携先病院の手術室等の施設・設備の活用などにより、必要な手術に対応する。

	平成18年度実績	平成20年度目標値
手術件数（連携先病院分を含む。）	3,556	3,556

(2) 院内環境の快適性向上

① 院内施設の改善

- 各病院において、患者及び来院者により快適な環境を提供するため、院内施設の表示等の改善や、病室、待合室、トイレ、浴室等の改修・補修を計画的に実施するとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備を進める。
- また、急性期・総合医療センターにおいて、患者ニーズを踏まえコンビニエンスストア等の導入を行い、母子保健総合医療センターにおいては、駐車場不足の解消のため駐車場の拡張を行う。

② 病院給食の改善

病院給食について、栄養サポートチーム（NST）活動（医師、看護師、栄養士、薬剤師、検査技師のチーム活動による低栄養状態の改善指導）など治療効果を上げるための栄養管理の充実と併せて、患者の嗜好にも配慮した選択メニューの拡充などに取り組む。

- ・ 急性期・総合医療センターにおいて、患者に快適な食事を提供する温冷配膳車の導入に向けた整備に取り組む。

(3) 患者の利便性向上

各病院において、患者意見箱等によるニーズの把握に努め、改善策の検討を行い、患者家族の利便性向上を図る。

(4) NPO・ボランティアとの協働によるサービス向上の取組

① NPOの意見聴取

NPOによる院内見学等の受入れについて、平成 20 年度に、急性期・総合医療センターにおいて実施するとともに、既に実施した呼吸器・アレルギー医療センター、成人病センター及び母子保健総合医療センターについて調査結果を参考にサービス向上に取り組む。

② 病院ボランティアの受入れ

ホームページにおいて、既に導入している手話通訳者や通訳ボランティア制度を周知し、利用促進に努めるとともに、登録言語の拡大を図るため、通訳ボランティアの募集を行う。また、各病院において患者の癒しにつながるアート活動や演奏など多様なボランティアの受入れを進める。

3 より安心で信頼できる質の高い医療の提供

急性期・総合医療センター及び母子保健総合医療センターにおいて、財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の受審に向け、各部門で行った自己評価票を点検・分析し、改善実施を図る。

(1) 医療安全対策の徹底

- ・ 各病院の医療安全管理委員会、事故調査委員会等において医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策を徹底する。
- ・ 医療事故防止のため、各病院の医療安全管理者による会議を定期的で開催して、病院間の医療事故等の情報交換・共有に努めるとともに、医療安全活動のリーダー養成を目的とした5病院合同の研修会を開催する。
- ・ 医療に関する透明性を高めるため、平成 18 年度に作成した法人としての医療事故の公表基準に基づき、引き続き各病院において公表を行う。
- ・ 各病院において、院内感染防止対策委員会を定期的で開催するとともに、感染原因ごとのマニュアルを点検し、院内感染防止対策を実施する。
- ・ 各病院において、医薬品等の安全確保のため、医薬品及び医療機器に関する安全情報の的確な提供、服薬指導（入院患者が安心して薬を服用することができるよう、薬剤師が直接、副作用の説明等の薬に関する指導を行うことをいう。）の充実に努める。
- ・ また、入院患者の注射薬の調製や抗がん剤ミキシングなどについて薬剤師の関与を拡大する。

(参考 1) 医療安全管理委員会等の開催状況等（平成 18 年度実績）

病院名	医療安全管理委員会等	院内感染防止委員会等
急性期・総合医療センター	18回	23回
呼吸器・アレルギー医療センター	21	12
精神医療センター	24	15
成人病センター	20	23
母子保健総合医療センター	11	11
合計	94	84

(参考2) 服薬指導件数 (平成18年度実績・平成20年度目標値)

病院名	平成18年度実績	平成20年度目標値
	件	件
急性期・総合医療センター	4,899	5,000
呼吸器・アレルギー医療センター	5,611	5,300
精神医療センター	344	420
成人病センター	5,186	5,500
母子保健総合医療センター	1,019	1,300
合計	17,059	17,520

(2) より質の高い医療の提供

① 医療の標準化と最適な医療の提供

- 科学的な根拠に基づく医療 (EBM: Evidence Based Medicine) を提供するため、学会の診療ガイドライン等を参照したクリニカルパスの作成及び適用を進める。

クリニカルパス適用状況 (平成18年度実績・平成20年度目標値) [再掲]

病院名	区分	平成18年度実績	平成20年度目標値
急性期・総合医療センター	適用率	72.8%	80.0%
	種類数	339	350
呼吸器・アレルギー医療センター	適用率	26.2%	32.0%
	種類数	49	62
成人病センター	適用率	57.5%	57.5%
	種類数	81	82
母子保健総合医療センター	適用率	22.9%	40.0%
	種類数	29	55

- 電子カルテ化を推進することにより、医療記録における患者情報の見読性を向上させ、医療スタッフ間での情報共有を容易にし、診療支援及び安全管理の向上を図る。
- 急性期・総合医療センターにおいては、平成19年度に電子カルテシステムを稼働させ入院患者への運用を行ったが、平成20年5月から外来患者への運用を開始することにより、全患者カルテの電子化を実現する。
- 母子保健総合医療センターにおいては、総合診療情報システムの更新時期を目標に、電子カルテシステムの開発を進める。その他病院においても、順次電子カルテシステム導入に向け検討を進める。
- 各病院において、患者のQOL (生活の質) の向上を図るため、新しい医療技術の導入やチーム医療の充実などにより、患者の病態に応じた治療を行うとともに、個々の患者の希望を尊重した最適な医療の提供に努める。

② 診療データの蓄積・分析による質の向上

各病院の診療機能を客観的に表す指標として設定した臨床評価指標や、DPC (急性期入院包括払い制) の診断群分類など、他の医療機関との比較可能性も考慮しつつ、診療データの収集・分析を行い、医療の質の改善・向上を図る。

(3) 患者中心の医療の実践

- ・ 各病院において、「患者の権利に関する宣言」を職員に周知徹底するとともに、院内各所にわかりやすく掲示する等により、患者等への周知を図る。
- ・ 平成 18 年度に策定した「人権教育行動指針」に基づき作成した人権教育・研修計画により、職員を対象とする人権研修を実施する。
- ・ 医療行為別に説明書等を用意するなど、各病院においてインフォームド・コンセントを一層徹底するための取組を進めるとともに、患者が理解しやすいクリニカルパスを作成し、その適用率を高める。
- ・ 患者が診療内容を理解しやすいよう、各病院で平成 19 年度に試行実施した診療費請求明細書の交付について、平成 20 年度から本格実施する。
- ・ 各病院において、セカンドオピニオン（患者及びその家族が、治療等の判断に当たって、主治医と別の専門医の意見を聴くことをいう。）について、ホームページを利用したPRなどに努め、積極的に取り組む。

(参考) セカンドオピニオン実施件数（平成18年度実績）

病院名	実施件数
	件
急性期・総合医療センター	23
呼吸器・アレルギー医療センター	37
成人病センター	1,227
母子保健総合医療センター	22

(4) 法令・行動規範の遵守（コンプライアンス）

① 医療倫理の確立等

- ・ 法令及び法人の諸規程の周知徹底を図り、役職員のコンプライアンス（法令遵守）を確立するため、法人全体や各病院において、研修等を実施する。また、監事による業務監査等を通じて、適正な法人運営を行うとともに、担当者の報告・相談システムを整備する。
- ・ 危機管理の徹底や緊急時に即応できるよう、対応マニュアルを整備する。
- ・ 各病院においては、外部委員も参画した倫理委員会によるチェック等を通じて、医療倫理の確立に努める。

② 診療情報の適正な管理

- ・ カルテ（診療録）等の個人の診療情報については、電子化も踏まえて、適正な管理を行うことができる体制を確保するため、引き続き医療情報技師資格を有する診療情報管理士を採用するとともに、個人情報の取扱及び管理に関する規程や、カルテ等の診療情報の提供に関する規程等に基づき、カルテ等の患者及びその家族への情報開示を適切に行う。また、5病院の職員に対する個人情報の保護に関する研修を行う。
- ・ その他の個人情報保護及び情報公開に関しては、大阪府個人情報保護条例（平成 8 年大阪府条例第 2 号）及び大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号）に基づき、府の機関に準じ適切に対応する。

(参考) カルテ開示件数

病院名	平成18年度実績
	件
急性期・総合医療センター	20
呼吸器・アレルギー医療センター	9
精神医療センター	3

成人病センター	72
母子保健総合医療センター	25
合計	129

(5) 電子カルテシステムの導入

- ・ 患者中心の医療の充実及び安全性の向上を図るため、平成 19 年度に、5 病院のリーディングケースとして電子カルテシステムを稼働し、入院患者への運用を行った、急性期・総合医療センターにおいて、平成 20 年 5 月から外来患者への運用を開始することにより、全患者カルテの電子化を実現する。
- ・ 母子保健総合医療センターにおいて、総合診療情報システムの更新時期を目標に、電子カルテシステムの開発を進める。その他病院においても、順次電子カルテシステム導入に向け検討を進める。

4 府域の医療水準の向上への貢献

(1) 地域医療への貢献

- ・ 人的資源を有効に活用し、府域の医療水準を向上させるために、医師等による地域の医療機関等への支援、地域の医療従事者を対象とした研修会への講師派遣等を積極的に行う。
- ・ 地方公務員としての勤務に配慮しつつ医療スタッフの活動領域の拡大を図る。
- ・ 急性期・総合医療センターにおいて、地域医療支援病院の機能取得に向けた条件整備に取り組む。
- ・ 急性期・総合医療センター及び呼吸器・アレルギー医療センターにおいて、地域の医療機関との連携を強化し、高度医療機器の有効利用の観点から共同利用の促進に取り組む。
- ・ 急性期・総合医療センターで実施している開放病床（府立の病院の病床の一部を診療所に開放し、府立の病院の医師と診療所の医師が共同で患者の診療を行う制度をいう。）制度について、地域の診療所への広報等を行うなど、一層の利用促進に努める。また、平成19年度に開放病床の導入に向けた準備を行ってきた呼吸器・アレルギー医療センターにおいては、引き続き導入に向けて準備を進める。
- ・ 成人病センターにおいては、平成19年度に設置した「放射線治療研究会」により、放射線治療を行う府内の他病院と連携し、高度医療機器（リニアック）を使用した高度な治療を要する患者の受入れを進める。

(参考 1) 研修会への講師派遣等（平成18年度実績）

病院名	研修会への講師派遣数 (延べ人数)	地域の医師等の参加による 症例検討会等の開催回数
急性期・総合医療センター	人 68	回 11
呼吸器・アレルギー医療センター	71	19
精神医療センター	47	11
成人病センター	57	5
母子保健総合医療センター	91	10
合計	334	56

(参考 2) 高度医療機器の共同利用件数（平成18年度実績）

病院名	区分	件数
急性期・総合医療センター		件
	MR I	133
	CT	111
	RI（核医学検査装置）	30
合計		274

呼吸器・アレルギー医療センター	MRI	42
	CT	72
	RI	92
	合計	206

(参考3) 開放病床の利用状況(急性期・総合医療センター・平成18年度の実績)

区分	人数
登録医届出数	379人
利用患者数	125

(2) 教育研修の推進

- ・ 各病院において充実した教育研修体制のもと、臨床研修医及びレジデントの受入れ拡大に努める。
- ・ 看護師及び薬剤師等の実習の受入れ等を積極的に行う。
- ・ 看護師については、平成19年度に大阪府立大学と締結した協定をもとに、5病院との交流を促進し、実習の受入れを進める。
- ・ 成人病センターに平成18年度開設した内視鏡教育研修センターにおいて、ESD(内視鏡的粘膜下層剥離術)、EMR(内視鏡的粘膜切除術)など、研修ニーズの高い高度な技術の研修を推進する。

臨床研修医等の受入れ数〔再掲〕

区分	平成18年度実績	平成20年度目標値
	人	人
臨床研修医 (うち協力型受入れ数)	111 (61)	106 (57)
レジデント	82	113

備考

協力型受入れ数は、協力型臨床研修病院(主たる臨床研修病院と共同して、特定の診療科において短期間の臨床研修を行う病院)として、臨床研修医を受け入れた人数。

(参考) 看護学生実習受入れ数

病院名	平成18年度実績
	人
急性期・総合医療センター	338
呼吸器・アレルギー医療センター	288
精神医療センター	453
成人病センター	263
母子保健総合医療センター	219
合計	1,561

(3) 府民への保健医療情報の提供・発信

各病院や5病院合同による府民公開講座の開催を計画的に実施するとともに、ホームページでの疾病等に関する情報提供など、健康に関する保健医療情報について、患者・府民への発信・普及啓発に取り組む。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営管理体制の確立

- ・ 理事長のリーダーシップのもと、理事会や経営会議等を通じ、5病院が法人として一丸となって、医療面及び経営面における改善に取り組む。
- ・ 本部事務局は、法人全体の運営や各病院間の調整等を担うとともに、各病院の情報を収集・分析し、病院の支援機能を果たす。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標の着実な達成に向けて、各病院が中期目標期間を視野に入れつつ、平成 20 年度実施計画を作成し、自律的に取り組むとともに、引き続き、病院別の月次決算を踏まえた経営分析等を行い、必要な対応を行うなど、機動的な運営を行う。さらに、PDCAサイクル（plan-do-check-act cycle）の中で、評価制度の実施等を通じて、全職員が一体となって法人の課題に取り組む意識を醸成する。

2 効率的・効果的な業務運営

(1) 事務部門等の再構築

- ・ 事務部門について、引き続き定型的な業務のアウトソーシングを進める。
- ・ 財務会計システムの活用などにより、各病院の状況把握や経営情報の整理分析を行うとともに、国や他の自治体、民間病院の指標と比較するなどにより、各病院の経営改善に向けた取組みを進める。
- ・ 事務部門の常勤職員数については、計画的・段階的にスリム化を図り、平成 20 年度についても平成 19 年度と比較して 8 人（平成 16 年度と比較して 97 人）削減する。
- ・ プロパー職員を計画的に採用し、各病院に段階的に配置するとともに、新規採用職員の定期的な研修やテーマ別の研修等を実施し、育成に取り組む。
- ・ 引き続き、病院経営に関する専門的知識を有する民間人材を登用し、活用する。
- ・ 診療報酬事務等の専門研修や危機管理等に関する研修、財務経営分析等に関する研修の開催や参加を通じて事務職員の能力の高度・専門化を図る。
- ・ また、病院の医事機能の強化を図るため、医事部門における事務職員の専門能力向上のための方策について検討する。
- ・ 急性期・総合医療センターの給食業務を平成 21 年度から全面委託するため、平成 20 年度から一部委託を実施するとともに、その他の業務についても、委託化が可能なものについて、各病院においてアウトソーシング等を進める。
- ・ 民間事業者のノウハウを活かしコストの縮減を図るため、PFI手法で実施する精神医療センター再編整備について、平成 20 年度は、平成 19 年度に行った入札が不成立であったことを踏まえて、入札条件等を再精査の上、事業を進める。

(2) 診療体制・人員配置の弾力的運用

- ・ 各病院において必要に応じ、診療科の変更、医師等の弾力的な配置、常勤以外の雇用形態を含む多様な専門職の活用等により、医療ニーズや患者動向の変化等に柔軟に対応する。
また、専門分野の法人内研修の実施など病院間の人材活用等のネットワーク化に取り組む。
- ・ 各病院における情報部門の連携を強化し、共通課題への取組み等を推進する。
- ・ 急性期・総合医療センターにおいて、医療技術部門の連携強化や人材育成等を図るため、医療技術部を設置する。

(3) 職員の職務能力の向上

- ・ より水準の高い看護を行うため、認定看護師及び専門看護師の資格取得を促進するための長期自主研修支援制度を引き続き運用するとともに、看護師のキャリアパスの具体化に向け、平成20年度から看護師の昇任試験を実施する。
- ・ また、看護師の専門的技術の向上と計画的な育成のため、各病院に研修担当者を設置し、専門性の高い研修等を実施するとともに、法人全体での研修を行うなど看護師の研修体系を整備する。

(4) 人事評価システムの導入

- ・ 医師については、平成19年度に引き続き、病院評価、診療科評価の評価手法により評価し、給与に反映させる。
- ・ また、個人評価については、仕事の成果や能力及び取組姿勢などを人事評価制度により評価するとともに、医師を含む管理職員については、その評価結果を給与に反映させる。

(5) 業績・能力を反映した給与制度

職員の給与については、独立行政法人国立病院機構の給料表を用いるなど職務給・能率給の原則に立った給与制度の運用を行う。

(6) 多様な契約手法の活用

- ・ 入札・契約については、透明性・競争性・公平性の確保を図るため、会計規程等に基づき、一般競争入札を原則として、入札・契約事務を実施する。
- ・ 医薬品、診療材料等の一括調達と適正在庫により費用を縮減することを目的に平成18年度から導入したSPD（Supply Processing and Distribution）について、医療材料における同種同効品の集約化の拡大を進めるなど引き続き効果的な運用を行い、材料費の削減に努める。
- ・ 効率的、機動的に病院施設の改修等を実施するため、平成19年度に一部の改修等について実施した、CM（コンストラクション・マネジメント）方式による改修等を拡充する。
- ・ また、民間における取組事例も参考に、業務委託や物品購入における複合契約等の多様な契約手法の活用を引き続き進める。

(7) 予算執行の弾力化等

① 予算執行の弾力化

中期計画の枠の中で、予算科目間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な業務運営を行う。

② 病院別の財務状況の把握及びメリットシステムの導入

- ・ 財務会計システムを活用し、病院ごとの財務状況を把握するとともに、病院の自発的な経営努力を促すためのメリットシステムとして、平成20年度においても、医療機器の購入費等の一部について、平成19年度における各病院の収支計画の達成状況を踏まえた配分を行う。
- ・ 職員のモチベーション向上や、組織の活性化を図るため、平成19年度から実施した、5病院の優秀な職員等に対する理事長表彰や、各病院での総長・院長表彰を引き続き実施する。

(8) 収入の確保と費用の節減

① 収入確保

- ・ 病病・病診連携の強化や病床管理の弾力化等により患者数の確保に取り組むとともに、診療報酬上の新たな基準の取得や高度専門医療の提供により診療単価を向上させ、収入の確保を図る。
特に、呼吸器・アレルギー医療センター等複数年にわたって計画未達成の病院については、院内

に経営健全化検討のための組織を設置し、外部の意見や民間のノウハウを取り入れながら、重点的に収入確保と費用抑制に取り組み、医業収支比率を改善する。

平成 20 年度予算における数値

病院名	入院		外来	
	1 日平均患者数	入院診療単価	1 日平均患者数	外来診療単価
急性期・総合医療センター	人 681	円 48,350	人 1,631	円 8,884
呼吸器・アレルギー医療センター	469	31,052	702	10,588
精神医療センター	395	15,529	236	9,645
成人病センター	465	52,105	1,103	13,671
母子保健総合医療センター	312	61,557	590	15,296

- 各病院において専門業者による診療報酬請求に係る精度調査を実施するとともに、その結果に基づいた報告会を開催し、病院間での情報の共有化を図る。また、精度調査の結果を踏まえ、各病院の医師、看護師等関係者に対し診療報酬請求漏れ、減点防止対策研修会を開催する。
- 平成 19 年度に定めた債権管理規程等に基づき、請求書の再発送や電話による催促を行うとともに、未収金となっている理由等を踏まえ、債権回収会社への入金案内の委託や、さらには法的手段の行使など、個々の状況に応じた適切な対応を行い、未収金の回収に取り組む。
- 国等からの競争的研究費、民間企業等との共同研究による資金、企業等からの奨励寄附金等の外部の研究資金の獲得に努める。

② 費用節減

- IT 化及びアウトソーシングによる組織のスリム化や、職務給・能率給の原則に立った給与制度の運用により、人件費の抑制を図る。
- 医薬品、診療材料等の一括調達と適正な在庫管理を目的に平成 18 年度から導入した SPD システムについて、医療材料における同種同効品の集約化の拡大を進めるなど引き続き効果的な運用を行い、材料費の削減に努める。
- 院外処方推進し、院外処方箋発行率の向上を図るとともに、後発医薬品については、各病院の薬剤師で構成する検討ワーキングから各病院の薬事委員会に情報提供するなどして、採用の促進に努め、医薬品購入経費の節減を図る。

(参考) 院外処方箋発行率 (平成 18 年度実績)

病院名	院外処方箋発行率
	%
急性期・総合医療センター	85.2
呼吸器・アレルギー医療センター	88.4
精神医療センター	1.4
成人病センター	86.1
母子保健総合医療センター	49.0

(参考) 後発医薬品使用状況 (平成 18 年度実績)

病院名	全医薬品	後発品数	後発品採用率
	品目	品目	%
急性期・総合医療センター	1,659	117	7.05
呼吸器・アレルギー医療センター	1,372	86	6.27
精神医療センター	834	79	9.47
成人病センター	1,416	82	5.79
母子保健総合医療センター	1,228	64	5.21

- ・ ESCO事業 (Energy Service Company : 事業者が省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する事業をいう。) による光熱水費の削減目標額については、平成 20 年度において次に掲げる金額とする。

ESCO事業による光熱水費の削減目標額

病院名	平成20年度目標額
	百万円
急性期・総合医療センター	100
呼吸器・アレルギー医療センター	128
母子保健総合医療センター	76

- ・ また、精神医療センターにおいて、引き続き地下水利用を行う。
- ・ 急性期・総合医療センターにおいては、引き続き、地下水利用及び感染性廃棄物処理施設の運用により経費節減を図る。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成20年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	60,949
医業収益	49,238
運営費負担金	3,904
	7,808
営業外収益	944
運営費負担金	148
	295
その他営業外収益	501
資本収入	4,213
運営費負担金	580
	1,159
長期借入金	2,445
その他資本収入	28
その他の収入	0
計	60,106
支出	
営業費用	59,273
医業費用	58,450
給与費	33,355
材料費	14,076
経費	10,502
研究研修費	517
一般管理費	823
営業外費用	777
資本支出	4,213
建設改良費	2,474
償還金	1,739
その他の支出	0
計	64,263

（注1） 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注2） 運営費負担金については、大阪府の予算が平成20年7月末までの暫定予算であるため、大阪府からの収入として確定している府の暫定予算額（上段）と未確定な8月以降の見込額（下段）を計上している。

また、長期借入金については、大阪府の暫定予算では計上されていないため、年間の見込み額を計上している。

(注3) 大阪府が本格予算を編成した時、法人予算についても、変更する。

[人件費の見積り]

総額 33,844 百万円を支出する。

なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与の額に相当するものである。

2 収支計画 (平成 20 年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入の部	64,410
営業収益	63,490
医業収益	49,141
運営費負担金収益	4,483
	8,967
資産見返工事負担金等戻入	9
資産見返物品受贈額戻入	889
営業外収益	920
運営費負担金収益	148
	295
その他営業外収益	477
臨時利益	0
支出の部	63,798
営業費用	61,808
医業費用	60,855
給与費	32,906
材料費	13,404
経費	9,258
減価償却費	4,788
研究研修費	499
一般管理費	953
営業外費用	1,990
臨時損失	0
純利益	612
目的積立金取崩額	0
総利益	612

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 運営費負担金収益については、大阪府の予算が平成20年7月末までの暫定予算であるため、大阪府からの収入として確定している府の暫定予算額(上段)と未確定な8月以降の見込額(下段)を計上している。

3 資金計画（平成 20 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	68,496
業務活動による収入	61,893
診療業務による収入	49,238
運営費負担金による収入	4,051
その他の業務活動による収入	8,103
その他の業務活動による収入	501
投資活動による収入	1,767
運営費負担金による収入	580
その他の投資活動による収入	1,159
その他の投資活動による収入	28
財務活動による収入	2,445
長期借入れによる収入	2,445
その他の財務活動による収入	0
前事業年度よりの繰越金	2,391
資金支出	68,496
業務活動による支出	60,050
給与費支出	33,844
材料費支出	14,076
その他の業務活動による支出	12,130
投資活動による支出	2,474
有形固定資産の取得による支出	2,474
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	1,739
長期借入金の返済による支出	664
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,075
その他の財務活動による支出	0
翌事業年度への繰越金	4,234

（注 1）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注 2）運営費負担金については、大阪府の予算が平成 20 年 7 月末までの暫定予算であるため、大阪府からの収入として確定している府の暫定予算額（上段）と未確定な 8 月以降の見込額（下段）を計上している。

また、長期借入金については、大阪府の暫定予算では計上されていないため、年間の見込み額を計上している。

第 4 短期借入金の限度額

1 限度額 16,000 百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

(1) 運営費負担金の受入れ遅延等による資金不足への対応

(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第7 その他業務運営に関する重要事項

1 病院の施設整備の推進

- ・ 精神医療センターの建て替えによる再編整備について、平成 20 年度は、平成 19 年度に行った入札が不成立であったことを踏まえて、入札条件等を再精査の上、PFI法に基づき、事業を進める。
- ・ 成人病センターの建て替えについては、担うべき診療機能にふさわしい施設内容等のあり方について、引き続き大阪府と検討を進めるとともに、規模、建替手法等について敷地条件も踏まえた技術的調査を実施する。

2 大阪府立身体障がい者福祉センター附属病院との円滑な統合

- ・ 平成 19 年度に体制強化した救命救急センターにおいて、突然の事故による外傷患者、脳卒中や心筋梗塞等の循環器患者などの救急患者を受け入れるとともに、治療の当初から地域生活への移行までの一貫した高度リハビリテーション医療を提供する。
- ・ 障がい者医療・リハビリテーション医療部門としての機能を活用し、がん患者に対して、入院中の筋力低下等の予防を図るためのリハビリテーションを提供する。
- ・ 地域の医療機関で診療することが困難な障がい者に医療を提供するため、平成 19 年度に開設した障がい者外来、障がい者歯科、リハビリテーション科において患者の受入れを推進する。
- ・ 障がい者医療・リハビリテーションセンターとして行う高次脳機能障がい支援普及事業の医療に関する相談支援等を行う。

第8 大阪府地方独立行政法人法施行細則（平成 17 年大阪府規則第 30 号）第 4 条で定める事項

1 施設及び設備に関する計画（平成 20 年度）

施設及び設備の内容	予定額	財源
急性期・総合医療センターエレベーター改修工事 呼吸器・アレルギー医療センター病棟浴室等整備 精神医療センター再編整備 成人病センター外来診察室整備 母子保健総合医療センターリニアック棟整備 医療機器整備 等	2,470 百万円	大阪府長期借入金等

備考 大阪府長期借入金等の具体的な額については、大阪府の本格予算編成過程において決定される。

2 人事に関する計画

- ・ 事務部門については、平成 18 年度から導入した人事・給与システムや財務会計システム等を活用し、経営企画機能の強化と事務の専門化を図りつつ、スリムで経営効率の高い業務執行体制を構築し、平成 20 年度における事務部門の常勤職員数について、平成 19 年度と比較して 8 人（平成 16 年度と比較して 97 人）の削減を行う。
- ・ 急性期・総合医療センターにおいて、平成 21 年度からの給食業務の全面委託に向けて、平成 20 年度から一部委託を実施するとともに、その他の業務についても、委託化が可能なものについて、各病院においてアウトソーシング等を進める。
- ・ 診療科の変更、医師等の弾力的な配置、常勤以外の雇用形態を含む多様な専門職の活用等により医療ニーズや患者動向の変化等に柔軟に対応する。

(常勤職員数) 3,197 人 <平成 20 年 4 月 1 日時点の予定人数>